

開催実施要項

1. 大会名 令和3年度 福岡県高等学校新春登山中部ブロック大会
2. 主催 福岡県山岳連盟
3. 共催 福岡県高等学校体育連盟
4. 主管 福岡県高体連登山専門部
5. 期日 令和4年2月5日(土)～6日(日) 1泊2日
 - (1) 集合 糸島市交流プラザ二丈館
2月5日 12:00 顧問会議
12:10 選手受付(計画書提出)
12:20 諸連絡
 - (2) 競技
2月5日 12:30 登山開始
糸島市交流プラザ二丈館－西日本短大分岐－北登山口－貴山分岐－二丈岳－真名子登山口分岐－木の香ランド
15:00 幕営地到着(地図回収)
15:10 テント設営審査・知識審査(ペーパーテスト・天気図作成)・装備審査
16:00 生活技術(調理審査・生活全般)・記録書回収
21:00 消灯
2月6日 5:30 起床
6:50 集合完了(記録書・地図配布・諸連絡)
7:00 登山開始 スタート スタートから白木峠まで隊行動
白木峠からゴールまでパーティ行動
白木峠で記録書・地図回収
(木の香ランド－つばき橋－女岳北登山口－女岳－荒谷峠－浮嶽東登山口－浮嶽－白木峠－十坊山－中村登山口)
12:30 ゴール・表彰・諸連絡(予定)
6. 会場 二丈岳～十坊山山系
現地連絡先 真名子木の香ランド 住所: 糸島市二丈福井355-2
TEL: 092-326-6232
7. 競技規則 登山部報 NO64号による。
8. 競技方法 1日目 隊行動、2日目 隊行動及びパーティ行動
9. 引率・監督 (1) 引率責任者は、団体の場合は、校長の認める当該校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、実習助手、常勤講師、部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)又は校長とする。
(2) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
10. 参加資格 (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
(2) 選手は、本連盟加盟校の生徒で、本開催要項により参加の資格を得た者であること。
(3) 登山競技団体に登録された者(チーム)であること。
(4) 年齢は、2003年(平成15年)4月2日以降に生まれた者とする。
ただし、出場は同一競技2回までとし同一学年での出場は1回限りとする。
(5) チーム編成は全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒の混成を認めない。
(6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

- (7) 転校後6カ月未満の者の参加は認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)ただし、一家転住等のやむを得ない事由による場合は、登山専門委員会で調査し高体連会長の承認があればこの限りではない。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
- (9) その他の事項については、全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟大会開催基準要項の参加資格に準ずる。
- (10) 参加資格の特例
 - ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外、(3)～(9)の大会参加資格を満たし、かつ本連盟が承認した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ. 上記(4)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技2回限りとする。
 - ウ. 学年の区分を設けてある課程に在籍する生徒の出場は、2学年までとする。

1 1. 参加制限 1チーム4名(補欠2名), 男女混成不可, オープン参加可

1 2. 参加申込 申込先 〒814-8520
福岡市早良区荒江2-19-1
福岡県立福岡工業高等学校
平野 憲 崇
TEL.092-821-5831
e-mail:hirano-n@fku.ed.jp

原本と別にデータでの提出もお願いします。

申込期日 令和4年1月14日(金)までに必着のこと!

1 3. 表彰 男子の部 5位まで 女子の部 3位まで

1 4. その他

- ①雨天決行。
- ②申込書には引率教員・参加生徒全員を記入のこと。(オープン参加含)
- ③計画書を受付時に提出すること。
- ④記録書は大会本部で用意する。
- ⑤引率教員は宿泊料(1泊2食分)5,700円を必要とする。
- ⑥登山本部は、木の香ランド(TEL092-326-6232)とする。
- ⑦競技上の詳細については、現地で連絡する。
- ⑧軽アイゼンを持参すること。(オープン参加含)
- ⑨携帯電話等は所持しない。受付から解散まで顧問に預ける事。

※コロナウイルス感染防止対策として

- 1 調理は包丁を使用せず、レトルト食品等で工夫して行う事
- 2 登山中以外はマスクを常に着用すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる注意事項(別紙)を参照すること。
- 4 補助テントを使用するときは設営時に顧問から受け取り翌日顧問に受け渡してよい。